

中央労働委員会が不当労働行為を認定し謝罪文手交を命じる！

最高裁判所5連勝に続く大勝利！

12月4日、中央労働委員会は、新幹線関西地本・大阪第三車両所分会が大阪府労働委員会に救済申立を行っていた事件の再審査申立(会社申立)に対して、初審命令を受け入れる形で、会社の不当労働行為を認定し謝罪文の手交を命じる命令書(11月26日付)を交付した。最高裁判所5連勝に続く大勝利である。この勝利は、この間最先頭で闘いを推し進めてきた大阪第三車両所分会の仲間たちの苦闘の結果であり、すべてのJR東海労組員の固く揺るぎない団結力の勝利である。私たちは、高らかに勝利宣言を発する。

会社は、命令どおり謝罪文を直ちに手交し、この間の不当労働行為の数々を謝罪し、二度と不当労働行為を行わないことを明言せよ。いわんや行政訴訟を提起するなど「恥の上塗り行為」は行わないと思うが、命令を真摯に受け止め深く反省することを申し述べておく。

この事件は、2005年3月、勤務時間外に会社施設内で組合ビラ配布活動を行った、笹田伸治大阪第三車両所分会書記長(当時)に対し、ビラ配布活動が就業規則及び労働協約に違反しているとして、執拗な事情聴取を行い、かつ顛末書の強要を行ったこと、さらに組合掲示物を一方的に撤去したことに對して、大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立を行っていた事件である。この救済申立に対し、大阪府労働委員会は、2006年5月23日、私たちの「組合活動への支配介入である」という主張を受け入れ不当労働行為を救済する命令を下した。

そして今回、再び中央労働委員会が不当労働行為と認定する命令を下したのだ。さらに大阪府労働委員会の命令に加え、この命令では、「就業規則の書き写し」も明確に不当労働行為にあたりと認定している。そして、二つの組合掲示物撤去も、あらためて不当労働行為と認定したのである。その上で、「今後このような行為を繰り返さないようにします」という謝罪文の手交を命じたのである。まさに会社の不法行為が社会的に断罪されることとなったのだ。

会社は、私たちがJR東海労を結成して以降、「不当労働行為はやり得」とばかりに、裁判所判決・決定や労働委員会命令を無視し不法行為を繰り返し行ってきた。しかし、私たちは職場からの労働組合活動を当たり前推進し、職場闘争と裁判・労働委員会の闘いを結合し闘いを推し進めてきた。そのことで、一切の組織破壊攻撃を跳ね返してきたのである。そして、多くの勝利判決・命令を勝ち取ってきたのだ。今回の中央労働委員会命令とあわせて、私たちの闘いの正当性が満天下となったのである。

私たちは、今回の勝利を糧に、加藤誠二さんに対する「窃盗事件」デッチ上げ、闘う労働組合の破壊と断固闘うことをあらためて宣言する。勝利命令は、早期職場復帰・完全無罪に向けた闘いの大きな前進へと繋がることは間違いない。すべての組合員の総力でさらに闘いを推し進めるものである。

2008年12月4日

JR東海労中央本部